

千葉県食品衛生検査における信頼性確保業務等管理要領

1 目的

この要領は、千葉県食品衛生検査施設における検査等の業務管理における検査施設を管理する者及び信頼性確保部門の業務について具体的事項を定め、検査等の信頼性を確保することを目的とする。

2 信頼性確保部門等の実務を行う職員の指名

(1) 平成16年10月1日付け千葉県食品衛生検査事務分掌要領の3の(2)に定める「検査施設を管理する者があらかじめ指定した者」は、生活衛生課に所属する職員の中から指名するものとする。

(2) 平成16年10月1日付け千葉県食品衛生検査事務分掌要領の6の(2)に定める「信頼性確保部門責任者があらかじめ指定した者」(以下「指定した者」という。)は、食品衛生法施行規則第37条第1項第8号及び第10号の規定に鑑み、生活衛生課に所属する職員の中から指名するものとする。

なお、指定された者は、別図の専用の執務場所において実務に当たるものとする。

3 業務

(1) 検査施設を管理する者の業務は、千葉県食品衛生検査等事務分掌要領の3の(3)に定めるものとする。

(2) 信頼性確保部門責任者の業務は、千葉県食品衛生検査等事務分掌要領の6の(3)に定めるものとする。

4 内部点検

(1) 信頼性確保部門責任者は、試験品検査等及び研修計画等に関して、この要領及び5の(1)のウの内部点検実施マニュアルに従い、内部点検を行い、又は指定した職員に行わせ、記録を作成し保存すること。

(2) 他の行政機関又はその他の関係者等から受けた指摘、苦情等に関する内部点検について

信頼性確保部門責任者は、5の(1)のオの苦情等対応マニュアルに従い、内部点検を行い、又は指定した職員に行わせ、記録を作成し保存すること。

(3) 食品衛生法違反が疑われる事例に関する内部点検について

信頼性確保部門責任者は、5の(1)のカの食品衛生法違反事例処理マニュアルに従い、内部点検を行い、又は指定した職員に行わせ、記録を作成し保存すること。

(4) 信頼性確保部門責任者は、(1)、(2)、(3)の内部点検にあたり、内部点検実施マニュアル、苦情等対応マニュアル及び食品衛生法違反事例処理マニュアルからの逸脱を生じた場合には、その内容を評価し、試験結果に影響がある場合には、

内部点検の結果の撤回等の措置を講じること。試験結果に影響がない場合には、必要に応じて該当する各マニュアルの改定等を行うこと。

5 マニュアルの作成、改定

(1) 信頼性確保部門責任者は、精度管理の運用、標準作業書の作成等についての手順等を明示した次のマニュアルを作成すること。

- ア 精度管理運用マニュアル
- イ 外部精度管理実施マニュアル
- ウ 内部点検実施マニュアル
- エ 標準作業書作成・管理マニュアル
- オ 苦情等対応マニュアル
- カ 食品衛生法違反事例処理マニュアル
- キ 検査実施運用マニュアル
- ク 検査業務等における逸脱に関する処理マニュアル

(2) マニュアルの改定

作成した(1)のマニュアルは、定期的な見直しを行い、必要に応じて改定を行うこと。

6 食品衛生検査G L Pに関する要領及びマニュアルのチェインズへのアップロード

信頼性確保部門責任者は、千葉市食品衛生検査G L Pに関する要領の改正及び5の(1)のマニュアルの改定その他新たに作成した時には、それらを次の千葉市通知フォルダーに、アップロードすること。

全庁用フォルダー>17_保健福祉局フォルダー>
17204000_医療衛生部生活衛生課フォルダー>01 各課との連絡用フォルダー>
01 医療衛生部※limited フォルダー>11GLP フォルダー>
食品衛生G L Pフォルダー>002 千葉市通知フォルダー

7 精度管理、外部精度管理調査について

(1) 精度管理について

信頼性確保部門責任者は、5の(1)のアの精度管理運用マニュアルに従い、検査部門責任者と協議の上、検査を行う職員の技能について、評価を行うこと。

(2) 外部精度管理調査について

信頼性確保部門責任者は、5の(1)のイの外部精度管理実施マニュアルに従い、検査部門責任者と協議の上、外部精度管理調査に定期的に参加させ、評価を行うこと。

8 会議等の開催

(1) G L P業務管理会議

検査施設を管理する者は、検査等の信頼性を確保の向上を図るため、食品衛生検査の現状の確認と今後の課題を検討することを目的として、千葉市食品衛生検査G L P業務管理会議運営要領に基づき、原則として年度末、G L P業務管理会議を開催すること。

(2) G L P担当国会議

信頼性確保責任者は、検査等を行う者を対象にして、年度末、当該年度の内部点検結果等を総括するためのG L P会議を開催すること。

(3) 初任者講習会

信頼性確保責任者は、年度当初、新任者を対象にして、G L Pの概要等を説明する講習会を実施すること。

(4) 区分責任国会議

信頼性確保責任者は、食品衛生検査の信頼性に係る諸問題を検討するため、必要に応じ開催すること。

9 記録の保存

検査施設を管理する者及び信頼性確保責任者は、業務に関する記録等を適切な設備に3年間保存すること。

10 研修

信頼性確保責任者は、指定した者に、必要な研修等を受けさせること。

付則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年9月1日から施行する。

別図 「信頼性確保部門責任者があらかじめ指定した者」の執務場所

千葉県環境保健研究所 1階（事務室内説明図）

